付録　障害者権利条約批准と今後の課題

障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities、障害者の権利に関する条約（政府公定訳）、以下、権利条約）は、２０１３年12月４日、衆議院につづき参議院で批准が承認（全会派一致）され、２０１４年1月20日、政府は国連に批准書を提出し締結しました（発効2月19日）。日本は１４１カ国（欧州連合含む）目の締約国です（**表１**　参照）。

締結された国際条約は、日本国憲法と一般法との中間に位置づきます。権利条約は、憲法の下、障害者基本法や障害種別の実体法に法的効力を持つこととなります。権利条約に違反する国内法は改められなければならないのです。

「ウルトラの母」を日本国憲法とし、「ウルトラの父」を権利条約とたとえれば、子どものウルトラマンもタロウもエースも実定法たちは、母と父への「違反」は許されないのが「掟」なのです。最近のゴジラ〝シンゾー〟らが「閣議決定」で憲法という最高法規を読みかえてしまうなどはまったくの「掟破り」。法治国家としては断じて許されません。

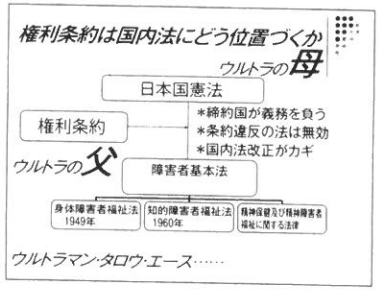

1　条約採択から批准まで、なぜ日本では長い時間がかかったのか？

〝Nothing about us without us（私たち抜きに私たちのことを決めないで）〟は権利条約採択にむけた、世界の障害者団体のスローガンであり、権利条約の底に流れるたしかな思想となりました。今後、それぞれの暮らす自治体でも根底に据えるべき考え方です。

表１　障害者権利条約関連　略年表

2001年	
12月	国連総会で障害者権利条約特別委員会設置を決議
2002年	
7月	第１回特別委員会（以後８回までのべ200人の傍聴団を派遣）
2004年	
10.31	日本障害フォーラム（JDF）結成
2006年	
4.1	障害者自立支援法一部施行
10.31	全国大フォーラム（１万５千人）
12.13	国連総会で権利条約採択
2007年	
9.28	日本政府が権利条約に署名
2008年	
10.31	障害者自立支援法違憲訴訟一斉提訴（2009年10月にかけ14地裁原告71名）
2009年	
3.5	JDFなどの意見を受けて権利条約批准の閣議決定を見送る
9月	政権交代（民主党政権へ）
12.8	障がい者制度改革推進本部（本部長＝内閣総理大臣）設置
2010年	
1.7	障害者自立支援法違憲訴訟団と国（厚生労働省）と基本合意締結
1.12	第１回制度改革推進会議
6.7	障害者制度改革推進のための基本的な方向（第一次意見）
12.3	自立支援法「改正」法
12.17	第二次意見
2011年	
3.11	東日本大震災・原発大事故
7.29	改正障害者基本法
8.30	骨格提言（障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言）
2012年	
6.20	障害者総合支援法成立
9.14	「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見
12月	政権交代（自公政権へ）
2013年	
6.19	障害者差別解消法成立
11月	アジア太平洋障害者の「権利を実現する」インチョン戦略
12.4	参議院，権利条約批准を承認
2014年	
1.20	権利条約締結（2.19発効）

訴訟団は国との基本合意を締結（2010.1.7）